

「令和6年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務」  
に係る浄化槽法施行状況点検検討会 第5回  
議事録

1. 日時 令和6年8月28日(木) 14:00～16:30

2. 場所 三菱総合研究所4階 CR-B及び WEB会議(Microsoft Teams)

3. 参加者

委員：

現地会場参加 小川座長、上田委員、河村委員、酒谷委員、嶋田委員、田村委員、成田委員、古市委員、山崎委員

オンライン参加 綾織委員、蛭江委員、齋藤委員、山内委員、久川様(庵途委員代理)

事務局：

環境省 沼田室長、志太室長補佐、佐藤係長、杉浦環境専門調査員

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社 三堀、武内、小林、岡部、中澤、太田

4. 議題

- (1) 「特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討」に関する都道府県等からの意見・質問の共有
- (2) 浄化槽法施行状況点検検討会 報告書(案)に関する最終検討
  1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について
  2. 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について

5. 配布資料

資料1 浄化槽法施行状況点検検討会 報告書(案)

参考資料1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置について

参考資料2 浄化槽台帳の整備並びに保守点検及び清掃の情報収集等について

参考資料3 総務省からの勧告内容

参考資料4 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針

参考資料5 浄化槽法に基づく維持管理の徹底について(通知)

参考資料6 法定検査・保守点検・清掃の都道府県別実施状況(令和4年度)

参考資料7 特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査検討結果  
(一般社団法人浄化槽システム協会調査検討業務報告書より抜粋)

参考資料8 令和6年度浄化槽行政担当者会議説明資料(参考 質疑応答概要)

参考資料9 第4回浄化槽法施行状況点検検討会議事録\_確定版

6. 議事概要

<開会>

・ 環境省 沼田室長より開会の挨拶を行った。

- 本日もお忙しい中、ご参加いただき、改めて感謝する。2月に立ち上げた本検討会も、早いもので本日が5回目で、最終回を予定している。これまでの半年にわたる議論、

ヒアリングの成果を報告書としてまとめていただきたい。本日も精力的な議論をお願いする。

<議事>

(1) 「特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討」に関する都道府県等からの意見・質問の共有【参考資料 8】

- ・ 室長からの挨拶にあったように今回は最終回となったので、前回の議論を踏まえて報告書（案）の最終まとめについて議論していただきたい。なお、次第にあるように本日は議事が 2 点ある。まず 1 点目は、『特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討』に関する都道府県等からの意見・質問の共有」である。2 点目は、「報告書（案）に関する最終検討」ということで、特定既存単独処理浄化槽、維持管理向上のための浄化槽台帳整備や維持管理情報の電子化という内容になっている。

まず議事 1 で、先立って 7 月 26 日に環境省で令和 6 年度全国浄化槽行政担当者会議が開かれ、その中で、特に今、我々も議論している特定既存単独処理浄化槽の転換に向けた加速化をいかに図るかということについて、都道府県から質問等もあったということなので、まずその点を先に環境省から説明していただき、若干議論をした上で次の報告書（案）の検討をしたい。

それでは、環境省から説明をお願いする。（小川座長）

- ・ 先日環境省が主催して行った令和 6 年度全国浄化槽行政担当者会議について説明した特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査検討に関する質問について、参考資料 8 で説明する。

1 ページから 7 ページについては、本検討会の第 4 回において酒谷委員から説明があった当室業務の内容なので、説明は省略する。

その説明を行い、当室にあった質問が 8 ページ以降になる。今回はこちらについて説明する。当日の令和 6 年度全国浄化槽行政担当者会議の中でいただいた多数の質問のうち、特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討に対しての質疑応答を抜粋・要約したものになる。いただいた質問について順に報告する。全て読み上げることは時間の都合上難しいので、今後検討するという形で明言していない回答や単なる事実確認の回答については省略する。

まず No.1 として、「特定既存について、除却判断をして改善事項を求めると考えるが、除却を命令・指導したにも関わらず修理した場合、どうすればよいか。例えば修理したという内容で指導を完了すべきか、修理したという内容で『異なるため除却してください』という形で指導すべきか、という点を教えていただきたい」という質問があった。これに対して当室からは、「特定既存の修理の関係について、指針の見直しの中で、特定既存に対する措置として転換が原則であるという議論があったが、個別の状況を踏まえ補修を含む対応も認められるケースを明確化していくことも、見直しとしては必要だろうという議論がなされている。どの場合に補修で対応が可能なのかということも含めて指針の見直しにおいて明確化していきたい」と回答している。

No.2 は、「特定既存の保守に関する判定基準で、フロー案では漏水があるという条件に

該当すると自動でレベル 3、除却を進めるという形で示されているが、修理が可能なケースもかなりあると思うが、必ず除却する形になる見込みなのか」という質問である。こちらに対しては、「漏水をしているということ自体が生活環境に現時点で悪影響を与える可能性が非常に高いと認識しており、レベル 3 といった言い方をするのかの検討は必要であるが、速やかに除却を進めていただくという認識である」と回答している。

No.3 は、「現場という観点では、法定検査上不適に判定される漏水であるといっても、実際簡易に修理する技術を持つ業者はたくさんいるが、それでも除却という方向になるという判断なのか」ということで、No.2 に関連する質問であった。こちらについては、「修理ができるのだという話だと思うが、漏水している特定既存単独処理浄化槽はかなり老朽化が進んでいると考えており、修繕後、また漏水を繰り返す事態も想定される。今後の水環境保全や浄化槽としての機能の発揮という観点も考え、現在の検討としてはこの考え方を判定の一例としてお示ししている。詳細な修繕との関係を含めた内容は今後の検討だが、抜本的な改善が難しい状況にあるものについては、原則として合併転換が必要なのではないかと考えており、その原則はご理解いただきたい。詳細は引き続き検討したい」と回答している。

9 ページの No.4~6 については、事実確認等や今後検討していきたいという回答になるので、今回は省略する。

10 ページの No.7 は指定検査機関からいただいた質問になる。「法定検査を受検していただきその結果を活用し、今後判定することのだが、法定検査を受検した方を優先的に特定既存判定することと、法定検査を受検したものが損をすることになり得ないかが心配。住民の方からの不公平や、受検率に影響することの懸念も含め、今後検討で含みおきいただきたい」という質問をいただいた。これに対しては、「ご指摘はもつともで、そうならないよう対応する必要があると考えている。有識者の検討会でも同様の議論・指摘があり、骨子案において、今後の対応方針の基本的な方向性として、法定検査未受検の場合、保守点検・清掃情報を活用した特定既存の把握及び判定を促進する事としている。未受検の場合でもそのままではなく、事業者の理解・協力等を得ながら、保守点検・清掃情報を収集する前提でその情報を活用し、特定既存の把握と判定が促進される措置を講じたい。また、その前提として事業者からの情報収集が円滑・有効に機能する措置も併せて対応するよう考えており、法定検査を受検している方々にとっての不公平感や受検を控える動きが絶対に無いよう対応したい。引き続きご意見いただき、協力いただきながら進めてまいりたい」と回答している。

最後に No.8 で、「特定既存単独処理浄化槽の指針について、従来指針では、各自治体の実情に応じて判定基準を定めて対応することが適当と記載があるが、改正後の指針は定量化・明確化され、統一された運用がなされることが適正のため各自治体での判定基準の設定は不要ということが良いか」という質問をいただいた。こちらに対して、「改正後の指針において、判定基準の定量化・明確化を図ることとしているが、現実的に全ての基準を定量化・明確化することは難しい。各自治体の実情に応じた判定基準等を設ける必要は引き続きあり、判定基準の設定が不要にはならないと考えている」と回答している。

当日いただいた質問は以上になるが、特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に当たっては、各関係者の疑問点や懸念点の解消は当然必要であり、令和6年度全国浄化槽行政担当者会議における説明以降も現在、都道府県をはじめ皆様から質問を受け付けている状況である。(環境省)

- ・ ただいま環境省から、令和6年度全国浄化槽担当者会議における質疑応答について8点に絞って説明をいただいた。皆様から意見、質問があればお願いします。(小川座長)
- ・ 10 ページの書き方では、未受検の場合でも保守点検・清掃情報を活用することになっている。前回申し上げたが、これは11条検査であり未受検自体が根本的に問題なので、経過的にはこのような対応もあると思うが、罰則等も含めて、受検率100%を目指すということが目指すべき方向性なのではないか。(嶋田委員)
- ・ 11条検査は本来ならば受検率100%を目指しているわけで、当然、11条検査の受検率向上については今回の検討会の中でも議論されており、他の検討会でも同様の議論がされているが、環境省は今の意見についてどう考えるか。(小川座長)
  - ▶ 嶋田委員の意見のとおりで、これまでの検討会の議論でもそのような話があり、そこは全くそのとおりだと考えている。ただ、実態としてはすぐにはなかなか難しいので、今、足元の取組としては保守点検・清掃情報を活用していくことは一方で重要なことだと考えている。根本的には嶋田委員の指摘のとおりで、年1回の11条検査の徹底、そのための未受検者への指導や様々なアプローチを含めて、引き続き力を入れていく必要がある。(環境省)
- ・ どうしても同時並行せざるを得ないと思うが、嶋田委員からさらに発言はあるか。(小川座長)
- ・ 罰則等を強化していくという方向性まで踏み込むとよいと思う。(嶋田委員)
  - ▶ この後、議論していただく報告書(案)の中でも、11条検査受検率そのものの向上も目指していくことは方針として書いているので、まさに座長からも先ほど話があった経過措置的な位置づけとして、当然、受検率100%を最終目標とした上で、それに届いていない現状を踏まえて保守点検・清掃情報も活用していくという趣旨で書いていると受け止めてほしい。(環境省)
- ・ もし今後、回答の修正ができるならば、そのことを一言、加えていただきたい。そうしないと、敗北の論理になってしまう。(嶋田委員)
- ・ 受検率の向上も同時並行で行わざるを得ないので、それまでの過渡期の間は保守点検・清掃情報をうまく活用して、それが単独転換に結びつくような制度改革が必要だと思う。(小川座長)
- ・ No.8の回答で、「各自治体の実情に応じた」というのは、言わざるを得ないとは思いますが、後退する感じがする。例えば具体的には、どういうものが実情と考えられるか、ある程度、明確にしないと、逃げ場になってしまう。(河村委員)
  - ▶ 質問の趣旨が、自治体で基準を一切設定しなくてよいかというニュアンスの質問だったので、環境省では、一例としては、可能な限り漏水であれば特定既存単独処理浄化槽と判定していくというように、分かりやすく明確に基準を設けていきたい、見直していきたいが、より細かなところにおいては、全て定量化、明確化できるわ

けではないので、自治体において個別・具体のところでは何がしか基準を設けることは妨げない。不要だと我々が言う必要もないので、ここでは「実情に応じた」と言っているが、各自治体の判断・裁量で何がしか判定基準を設けることはあるのではないか。大事なのは、我々は可能な限りの明確化はやっていくことは大前提であり、それはこの場でも説明している。その上で何か残るところがあれば、各自治体の判断・裁量の部分は残る、不要ということではない、という趣旨で言っている。逃げ場にならないようにというのは指摘のとおりで、もともとそういう趣旨で今回の見直しをしている。(環境省)

- ・ 例えば判断するときの事例的なものがいくつか提示できるか。(河村委員)
- ・ 現在、11条検査で不適正という判断をするときも、環境省の浄化槽法定検査判定ガイドラインと公益財団法人日本環境整備教育センターで実施している講習を両方掛け合わせて、その中でこうしていこうということで、地方の実情も一程度入る形で不適正の判断を行っているようで、今回も似たような方法で判断していくことになるのではないかと想像している。(酒谷委員)
  - 現在の特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針でもそのような判断要素、項目は示してはいるが、それは漏水や破損など周辺環境の関係で非常に根幹となるようなものとは違う、より細かな部分である。酒谷委員に発表していただいた重要度 A のようなものについては明確化できると考えている。そういう根幹に関わるもの以外の部分で、要素として何か示すことができるかということであれば、今の特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針でも一部やっているの、それは可能である。(環境省)
- ・ 検討を進めてほしい。(河村委員)
- ・ 県によってはむしろより厳しいというのであれば、ある程度理解できるが、それぞれの自治体での基準が改正後の特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針よりも緩和されてしまうと、単独転換が抑制されるという心配がある。ただ、浄化槽法定検査判定ガイドラインでも一例を挙げると、清掃未実施であれば本来、不適正になるというのが浄化槽法定検査判定ガイドラインの趣旨だが、実態としては不適正になっておらず、おおむねで判定を出している指定検査機関もある。逆に言うと、それは浄化槽法定検査判定ガイドラインで規定されている内容よりは若干緩やかになっている。それと同様に行ってほしくないと思ふ。(小川座長)
- ・ エクスキューズの内容にしてほしくない。(河村委員)
- ・ この書き方では、「全ての基準を定量化・明確化することは難しい」と書いているのに、判断基準の設定があり得るという書き方になっている。どちらかというと、むしろ裁量の問題であって、基準で全て判断できないと書いたほうが実情に合うのではないか。また、日本語は最後に持ってくる言葉が大事なので、「不要にはならないと考えている」ではなく、「全ての基準を定量化・明確化して、それに基づいて画一的に運用することを徹底することは難しいと考えるが、今回の趣旨は、できる限りこれに沿ってやっていただくことが狙いである」というように、順番として逆にしたほうがいいのではないか。そうしないと、今の書き方は、独自の判断基準を設定できる、裁量を認める

という規定になってしまっている。(嶋田委員)

- ・ 先ほどの嶋田委員の話もそうだが、原則を明確にして、原則を重視するような方向性が大事だと思う。逆に言うと、現状はそれで皆、悩んでいる。(河村委員)
- ・ 自治体関係者としては二つ懸念があって、一つは、逆に画一化されたほうが、国が言っているのやっていると使いやすいのと、とはいえ、どうしようもないときにどうするのかという懸念がある。したがって、現場としても原理・原則論をできる限りはっきりしたほうがよい。そういう趣旨から、繰り返しになるが、「不要にはならないと考えているが」云々と文章の流れを逆にしたほうがよいように思う。(嶋田委員)
- ・ 指定検査機関として質問をする。このたび令和6年度全国浄化槽行政担当者会議を環境省主導で行われたことに感謝する。様々な意見が出たと聞いているが、その中で集約されたことをまとめて、佐藤係長から説明があった。今、様々な話が出たが、指定検査機関として内容に関して質問をする。

まず8ページで、No.1~3は大まかに見ると、浄化槽の修繕対応について質疑されているように見受けられる。質問した内容で、判定基準は、漏水があった場合はレベル3で、除却を行うことになると聞いている。また、現場の観点で、漏水については実際に修繕が可能である、修理する技術を持った事業者が多く存在するという意見もここに書いてある。そのような状況を踏まえても、漏水の場合、除却する判断でよいのかという質問に対して、「漏水している特定既存単独処理浄化槽はかなり老朽化が進んでいると考えており、修繕後、また漏水を繰り返す事態も想定される」と、環境省から回答をいただいている。また、「抜本的な改善が難しい状況にあるものについては、原則として合併転換が必要なのではないかと考えており」という回答もいただいている。修繕との関係を含めた内容・判断については引き続き検討するとされている。

- ・ 繰り返しにはなるが、その中で8ページに関して質問したい内容がある。漏水が認められる場合の措置について、修繕との関係を含めた内容、また判断については引き続き検討するとあるが、具体的な対応をどのように考えているのかについて聞きたい。また、これは以前から言っていることの繰り返しになるが、除却に関しては管理者の経済的な負担が大きいことから、修繕の選択肢も検討してほしい。ここは東京なのであまり分からないかもしれないが、高齢者、また低所得者への対応も必要だと考えている。また、厳しい文章の中で、もし特定既存単独処理浄化槽の修繕を禁止するのであれば、先ほど明確化してほしいという話もあったが、はっきりと浄化槽法で、特定既存単独処理浄化槽は修繕禁止とするべきではないかと考えている。また、そうなると、5ページの特定既存単独処理浄化槽の判定フロー(例)のまま、これで進める感じになると我々も考えている。

以上が8ページに関する質問である。(田村委員)

- 田村委員の指摘のとおりで、原則は単独転換であることはもちろん堅持しつつ、本検討会の中でも議論があったが、修繕が可能な場合というのはどういう場合なのかを明確化する、そこを見直していくことだと考えている。現状で特定既存単独処理浄化槽の修繕は全て禁止といった対応は改正浄化槽法でもできておらず、そこまでは難しいと考えている。ただ、インセンティブや支援という意味では、特定既存単

独処理浄化槽の修繕に対して、例えば国として財政支援を行うことについては、現時点では考えておらず、その線引きは必要なのではないかと思うが、特定既存単独処理浄化槽を修繕すること自体を禁止することは改正浄化槽法上も難しいと考えている。(環境省)

- ・ そうなると、場合によれば特定既存単独処理浄化槽の修繕もあり得るという方向性も考えられるという判断になるのか。そうなると、高齢者や低所得者の問題がどうしてもある。今、浄化槽は一般廃棄物処理で市町村の有するものになるので、その中で転換に関して特定既存単独処理浄化槽を速やかにためらいなく出すと、負担はそこにかかってくる。特定既存単独処理浄化槽は絶対に禁止だとすればはっきりするので、それなら転換するだろうが、転換したときにどうするのか。それをやるのは非常に簡単で、我々公益社団法人徳島県環境技術センターや指定検査機関は特定既存単独処理浄化槽だとすぐに判断することは可能である。鹿児島県でも 300 件ほど出したということだが、それは除却を出したのかという話になる。指導や勧告を出すだけなら公益社団法人徳島県環境技術センターでも出せる。はっきりした文言を出してくれるのであればいいが、その中の除却になるときのことを我々は今、懸念している。そこが特定既存単独処理浄化槽で今回やられていることなので、緩やかなものでも駄目だろうし、厳しくし過ぎても、現場サイドの意見を取り入れてやっているので指定検査機関が一番困る。  
しかし、特定既存単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換していくという施策は、徳島県としてはもちろん行っており、徳島でも現状で 100 数基、なり得るだろうというものが約 2,000 基ある。そこまで明確化しているので、いつでも出せる状況にはあるが、8 ページにある漏水の内容は、現状で修繕できるし、簡易的な修繕となっているが、決して簡易な修繕ではなく、単独処理浄化槽をより強固なもの、震災に耐え得る修繕も可能になる。その中で費用がかかるので、そこも少し考えていただきたい。(田村委員)
- ・ 少し先走ったが、補修についての話が、参考資料 7 の 57 ページの 4 の「判定フロー」の表 4.1 の「過去の補修等の実績」で出てきている。「以前に補修等の実績があり、早い段階で、再び不具合が発生する可能性が高い」ということで、1 回は補修できるということになるかと思うが、2 回、3 回とやってもまた出てくるのであれば、寿命ということ、たしか 2 回目か 3 回目の議事録でも発言しているが、ここは 0/1 というよりは「措置の判定基準」の「参考情報」があるので、この中での判定をすることになってきたと思う。もし私が言っていることが違っているのであれば訂正したいが、2 回あったら寿命だという意味合いでの発言を前回もしたので、そこをもう一度見てほしい。(古市委員)
- ・ 今の意見は前回までの検討会の中で出てきた。1 回の修理は認めざるを得ないが、それが 2 回、3 回にまたがるようなものであれば、必ず除却の方向に持っていかなければいけないという議論があったと記憶している。(小川座長)
- ・ 大きな破損では補修は無理だと思うので、細かいものという意味ではこれが使えるのではないか。そのような形ではこれで補足、補完されていると思う。(古市委員)
- ・ 発想としては、建築基準法の既存不適格建築の考え方と同じなのではないか。要するに、建築基準法は 1950 年に制定されたが、それ以前の建物は現行法に適合していなくても

許容する。しかし、大規模修繕をする際には現行法に適合させるという考え方である。何が大規模修繕に当たるかについては建築基準法で細かく決まっている。今回は大規模修繕に当たるようなものについては、先ほど田村委員が言われたとおり、禁止しなければいけないのではないかと。そうしなければ、現場は除却を徹底できなくなるのではないかと。(嶋田委員)

- ・ 徹底してもらえればできるが、この中の質問にあるが、除却をすると浄化槽管理者の負担になるので、その費用を高齢者や低所得者に向けて、特定既存単独処理浄化槽に認定されたのですぐに除却して転換しなければならないと言われて、すぐにできるのか。費用が出せない場合にどうするのかという問題が必ず起こる。我々は地方なので、地方に行くとも単独処理浄化槽の家屋に住んでいる方はほぼ高齢者もしくは低所得者である。これは徳島県でも他の地域でもそうだと思う。そこをピックアップするのであれば、少し厳しくいくのかというところになるので、ここの検討を少し考えていかないと、除却は難しい。

指導や助言であれば以前と変わらない。ここははっきりしたほうが良いと考えている。修繕との関係を含めた内容も引き続き検討となっているので。あまり言うと、本日の検討会を最後にすることになっているのに行ったり来たりになるが、そこを考えてほしい。特定既存単独処理浄化槽にはできる。我々もすぐに出せる。しかしながら、先行している県は除却したのか、どういう対応をしたのかという話になる。それが指導や助言になると、話が違ってくる。300件と言うが、除却命令を出して単独転換させたのか、全てどのような形で出したのか、費用をどうしたのかという話になる。そこを明確化していかないといけない。

だから、令和6年度全国浄化槽行政担当者会議の質問をした中で、修繕にも段階があって、破損したところだけ直す事業者もいれば、全体的に直す事業者もいる。ただ、我々も指定検査機関として、もちろん単独処理浄化槽を転換していくべき機関なので修繕はできないが、事業者としていえば顧客が望むのであればということになる。安くても100万円、普通で200万円、高くても300万円という工事費を全て浄化槽管理者に負担させるのはどうかと我々は考えているので、今回、質問をさらにした。そうであれば、浄化槽法の中で完全に禁止としてしまえば、この問題は解決するのではないかと。

ただ、それをすると、各指定検査機関、行政、市町村の担当者がパンクするだろう。環境省でさえ浄化槽担当者は10名もいない中でやっている。徳島県の水環境整備課の浄化槽担当も3~5名で当たっている。指定検査機関が集中的に出すとパンクする。そこを皆、懸念している。そこを考えなければいけない。やるならやるで、はっきり自分たちで決めてやっていかないと、受け持つのは誰かということになる。ぜひ考えてほしいというのが、今回の8ページに対する質問である。(田村委員)

- ・ 今のことについて、まず、単独転換に努めなければならないという浄化槽法の規定が根底にある。費用については、特定既存単独処理浄化槽に指定してくれと言うぐらいのお金(補助金)があればいいという話も何回目かにあった。それはそれとして、修繕のものにも費用がかかる。単独処理浄化槽の修繕には交付金・補助金はない。入れ替えは循環型社会形成推進交付金がある。費用でいくと、そのバランスがどうなのかという

ところで、経済的なジャッジができる。大規模修繕であれば費用がかかり過ぎるので、それは施主の負担としてあまりにも大きいので、入れ替えたほうが得だということにつながる話もある。経済的に言うと、そういうことになる。さらに上乘せの何か助成があれば、皆、除却に向かうという流れに当然なるので、そういう誘導の仕方もあるとは思う。必ずしも修繕、イコール、安価ということはないと思う。(酒谷委員)

- ・ 顧客によっては、徳島県においては単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替えるべきだということを事業者間で説明して、現状、単独転換をしてくれている。そういう顧客も多数あるが、どうしてもしてくれない顧客もいる。もしこれが完全に禁止されれば、禁止事項をやっている事業者になるので、そこも留意しながら何がしかの文言をつくっていかないといけない。若い顧客は理解してくれていると我々は認識している。今、我々は浄化槽台帳のDX化を進めているが、現状、単独処理浄化槽の多い地域、下水道区域の中にある地域が出てきているので、その中でピックアップして、特定既存単独処理浄化槽はこういうもので替えなければならないと説明している。

24 市町村の行政間で先日、汚水処理人口普及対策会議をやったが、その中で「入れ替えたいが、単独転換してくれということで助成金がすぐなくなってしまった」というところも多数出てきているので、それを数字化してぜひ国から持ってきて、特定既存単独処理浄化槽を替える施策を打っていけないのではないかと今も思っている。ただ、現状でどうしても、酒谷委員が言うように、循環型社会形成推進交付金をもらって替えるのと修繕するのでどうするかということで天秤にかけられる。また、古市委員が言うように、1回直して、2回目は駄目だという特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針もつくれば、なくなっていくと思う。ただ、経済的な負担はある。指定検査機関として特定既存単独処理浄化槽は出せるが、その後の返りが全て来るので仕事が増える。改正浄化槽法で決まっているので当たり前ではあるが。そういう状況の中で話をした。(田村委員)

- ・ そこは特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の見直しの際にまた改めて検討していただく方向に持っていきたい。(小川座長)
- ・ 交付金・補助金の充実を考えたときに、改正浄化槽法上の立てつけとして、合併処理浄化槽への転換等、対応を厳格にすれば、施主の経済的状況への配慮もせざるを得ないことになり、特に経済的に厳しいところに対しては手厚くすべきだということで、現行でも公共浄化槽における少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業はあるが、それを充実させていきやすくなるということはないのか。(嶋田委員)
- 特定既存単独処理浄化槽に指定した後の転換に伴う財政支援の話は、報告書(案)でも言及しているが、ヒアリングを含めて繰り返し現場からは指摘をいただいているので、まずこの声は所管官庁としてしっかり受け止めたい。その上で、これも2回目か3回目の検討会で私から繰り返し申し上げているが、仮に特定既存単独処理浄化槽に指定された場合の上乗せをする場合、極端な話をすると、多少放っておいて都道府県から指導してもらったほうが経済的にはお得になる。それが予算上や法制度上、ロジックとして成立しているのかということ、突き詰めて整理が必要である。ただ、これだけ現場を含めて声をいただいているので、財政支援強化の必

要性を求める意見があることについては、繰り返しになるが、まずはしっかり受け止めたい。(環境省)

- ・ よろしく願います。(小川座長)
- ・ 資料の 10 ページの質疑応答概要の No.7 について、指定検査機関の代表として話をするが、都道府県からの意見を述べた中で、11 条検査受検率の低下の懸念についての質疑がされている。質問の中で、11 条検査により特定既存単独処理浄化槽と判定する場合、11 条検査を受検したら損だと受け取られると書いてある。不公平感が生まれ、受検率の低下が懸念されることを含みおきいただきたいということに対する環境省としての回答が、「法定検査を受検している方々にとっての不公平感や受検を控える動きが絶対に無いように対応したい」とある。また、「有識者の検討会でも同様の議論・指摘があり、骨子案において、今後の対応方針の基本的な方向性として、法定検査未受検の場合、保守点検・清掃情報を活用した特定既存の把握及び判定を促進する事としている」、「引き続きご意見いただき、協力いただきながら進めてまいりたい」という答えもいただいている。

その中で私からの質問は、「法定検査を受検している方々にとっての不公平感や受検を控えることが絶対に無いように対応したい」という答えをいただいているが、具体的な対応があれば説明してほしい。(田村委員)

- ・ 何かあるか。(小川座長)
  - 受検率の向上に向けてということか。(環境省)
- ・ 特定既存単独処理浄化槽を出すことによって受検率が低下するというので、そのようなことがないようにやっていきたいと答えをいただいているが、何か具体的な対応策はあるのか。(田村委員)
  - この後の資料 1 の話になるが、報告書(案)の中で今回、最終的な検討について議論していただきたいことの中に、今の田村委員の指摘も踏まえた具体的な措置の案を出している。その中でまた確認、議論いただきたい。報告書(案)の 6 ページの②「11 条検査結果や保守点検・清掃情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定の促進」に、促進の具体策を書いている。2 つ目のポツ、あるいは 3 つ目のポツに「都道府県等は保守点検・清掃の実施状況等の情報から漏水や著しい破損等を把握し、必要に応じて指定検査機関と連携した立入検査を実施の上、浄化槽台帳に必要な情報を記録し、特定既存単独処理浄化槽の判定を行うべきことを指針において改めて明確化」とある。現行の特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針でもこのような趣旨のことには触れているが、より明確化して徹底していきたいという趣旨で、具体的な措置の案を出したいと考えている。(環境省)
- ・ また、その中で 11 条検査受検率の表を出しているが、11 条検査受検率が 48.2%と低い中で、11 条検査受検者への対応だけでなく、残りの 51.8%の未受検者に対する対応も重要になってくると考えている。また、参考資料 6 を読むと、全国に単独処理浄化槽は 337 万 2465 基あると出ている。そのうち受検をしているのが 96 万 5189 基なので、受検率は全体で 28.6%である。都道府県別にすると、単独処理浄化槽の受検率が 1%台のところも 1 県ある。10%未満のところ 12 都道府県ある。28.68%に満たないところ

が 19 府県あった。この単独処理浄化槽の特定既存単独処理浄化槽を撲滅しようという中で、受検率が全体的に 28.68%しかない中で、11 条検査にかかって我々がやるところがそれでいいのか、残りはどうするのかという話になる。我々が行うのは 28.68%に対してである。残りはノーマークかという話になる。約 72%が 11 条検査をしていない。未受検者への対応としては、保守点検・清掃情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定を促進すると書いてあるが、具体的な対応策は示されていないと思う。保守点検や清掃に任せることになっているが、どのような情報を報告するのか、情報を受け取った者は具体的にどのように特定既存単独処理浄化槽の措置を実施するのかを示す必要があるのか。

この表を見ると、我々指定検査機関が出せるのは 28.68%だけである。徳島県は 54.5%あるが、それでも半分である。名前を出すと、四国地方の中で愛媛県は 3%で、単独処理浄化槽はほとんど受検していない。愛媛県だけで単独処理浄化槽が 2,709 基あり、その中の 3%しか受検していない。残りを事業者に任せるのか。そのために浄化槽台帳の DX 化をしていると言うが、保守点検・清掃事業者側から言うと、顧客に対して単独処理浄化槽を特定既存単独処理浄化槽だと報告することになると、顧客を裏切る、売ることになる。そこまで言われるなら、浄化槽台帳は作らないし、保守点検もしない。単独転換するのに費用を誰かが出してくれるのであればいいが、急に特定既存単独処理浄化槽だと言われると、顧客も費用がかかるので、11 条検査を受けない、保守点検を受けない、清掃しないということにつながっていく。

顧客に対する裏切り行為に近い形になるが、そこはやっていかなければいけない。ただ、事業者からは言えないので、例えば環境省から、我々は徳島県なので、県民、市民、町民、村民から苦情等が上がった場合に、自治体が対応する場合は、11 条検査機関が立入検査に協力して対応していくべきだと考えているが、特定既存単独処理浄化槽を事業者をやれと言うのであれば、何がしかの立入りの許可証なりをいただかないと、うかつに事業者が行くと顧客が減ってしまうかもしれないし、指定検査機関として 11 条検査の受検率が下がるかもしれないという恐怖もある。そこについて答えがほしい。(田村委員)

- ・ 今の件は一般社団法人日本環境保全協会のヒアリングのときにも同様の意見が出ていた。昔からの長い付き合いの中でそれを強行すると、次回から保守点検・清掃に来なくていいと言われる可能性があるので、当然、今回の報告書(案)の中にもその旨も盛り込んだ形で議論していく形になると思う。(小川座長)
  - これも後ほど議論していただく報告書(案)本体の話になる。(環境省)
- ・ では、次の議論に含めていきたい。(小川座長)

## (2) 浄化槽法施行状況点検検討会 報告書(案)に関する最終検討【資料 1】

### ① 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

- ・ では、報告書(案)の議論に入っているので、次の議事 2「浄化槽法施行状況点検検討会 報告書(案)に関する最終検討」に入る。資料 1 について、かなり修正されて提示されていると思うので、まずは説明をお願いします。(小川座長)

- ・ では、事務局より説明する。

本日お示しする報告書(案)は、前回の検討会でいただいた意見を踏まえた更新の他に、2 ページの「はじめに」と最後のページの「おわりに」を新規に作成している。新規に作成したページを除いて、主な変更点は赤字にしている。

まず2 ページの「はじめに」では、本検討会立ち上げの背景を記載している。具体的には、現状の汚水処理の普及状況や、汚水処理未普及解消に浄化槽に期待が高まっていること。一方で未普及人口の半数以上が単独処理浄化槽の利用者であり、単独転換の加速化が大きな課題になっていること。また、この単独転換の促進や維持管理の向上に向けて、浄化槽法の改正が行われたが、制度が十分活用されていない点について、総務省勧告で指摘を受けたこと。以上の背景を踏まえて、改正浄化槽法に基づく制度の活用促進を図り、単独転換や浄化槽の維持管理向上を目的として、本検討会で課題と対応方針について議論したことを記載している。

また、各項目の説明に入る前に、全体に共通したところで、表記ゆれの修正をしている。具体的には改正浄化槽法の表記にならい、保守点検・清掃、11 条検査を併記する場合には、保守点検・清掃、11 条検査という並びで表記している。また、「事業者」という表記が多々でていたが、こちらは保守点検・清掃業者という表記にしている。また、「法定検査」という表記も出ていたが、本報告書の場合は 11 条検査を指すので、「11 条検査」という具体的な表記にしている。

続いて、各項目の変更点を説明する。

5 ページの「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」の「基本的方向性(案)」である。まず右肩に注記で記載しているが、前回検討会にて、対応の順番がある場合には時系列を踏まえて項目の並び替えをしたほうがよいという指摘をいただいた。これを受けてまず1 つ目の項目で、もともとこちら1 番目の項目として掲載しており、並びは変えていないが、赤字で示している「令和6 年度中を目途に、11 条検査との対応関係を踏まえ、技術的見地から定量化・明確化された内容に見直す」ということで期限を追加している。また、2 番目と3 番目の項目について、こちらはもともと逆の並びになっていたが、「都道府県等における特定既存単独処理浄化槽の判定の促進に向けた体制づくり」、指定検査機関等との体制づくりが先にあり、その上で、11 条検査の結果や保守点検・清掃情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握や判定を促進するという流れに並び替えている。

続いて3 つ目の項目で、先ほども出ていた11 条検査結果を活用した判定をする上では、11 条検査の未受検者との不公平感が課題であるという指摘をこれまでいただいていたので、改めて11 条検査結果の活用においては、「11 条検査の受検率の向上に取り組みつつ」という前提を赤字で加筆している。

以上が大きな変更となる。

続いて6 ページの「具体的措置(案)」で、まず①の項目で、先ほどの「基本的方向性(案)」のところでも、「令和6 年度中を目途に」特定既存単独処理浄化槽の判定基準の見直しを行うという旨を追加したので、それを受けてこちらの「具体的措置(案)」にも最後のポツとしてその旨を追加している。

また②の項目については、主に 2 ポツ目、3 ポツ目、7 ポツ目が大きな変更点になる。「基本的方向性（案）」と同様に、11 条検査の活用においては、その受検率向上に取り組むことが前提としてあるので、新しく 2 ポツ目として、「11 条検査受検勸奨のより一層の徹底」を追加している。また、括弧書きで具体例を記載しているが、前回の検討会で効率化検査も 11 条検査の受検率を上げるための 1 つの策であるという指摘があったので、その旨を追加している。

また、前回検討会では、先ほども指摘があったが、例えば未受検者への対応等の場合に、保守点検・清掃情報を活用するといったことがあるが、その情報を活用して具体的に何をするのかということが明記できていなかったので、新しく 3 ポツ目に、「都道府県等は保守点検・清掃の実施状況等の情報から漏水や著しい破損等を把握し、必要に応じて指定検査機関と連携した立入検査を実施の上、浄化槽台帳に必要な情報を記録し、特定既存単独処理浄化槽の判定を行うべきことを指針において明確化」という内容を新しく加えている。

また、最後のポツについては、こちらはもともと住民への説明、周知啓発というだけの表記で、具体性に欠けたものとなっていたので、「特定既存単独処理浄化槽は生活環境及び公衆衛生に重大な支障を生じるおそれがあることを改めて住民に周知・啓発」という内容に更新している。

続いて 7 ページの③について、繰り返しになるが、11 条検査の結果活用の前提として受検率向上があるので、そちらを 1 ポツ目に加筆している。また、前回検討会で、体制整備においては人材の確保も課題であり、それにつながるような言葉を加えるべきという意見をいただいたので、「体制」に加えて「人員の整備」という言葉を追加している。続いて④について、前回検討会で単独処理浄化槽のみならず合併処理浄化槽への経済的な支援制度、生活困窮者への支援制度が必要である。また、浄化槽は個人型と市町村型があるが、それぞれに必要な支援をより一層お願いしたいという意見をいただいていた。それを踏まえ、2 ポツ目と 4 ポツ目を今回、新たに追加している。具体的には、2 ポツ目では、「国の補助制度（合併処理浄化槽の宅内配管工事や単独処理浄化槽の撤去）を活用する都道府県・市町村の更なる増加を促し、合併処理浄化槽への転換を一層推進」ということを記載している。また、4 ポツ目では、「公共浄化槽等整備推進事業の推進、少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業の継続」を記載している。なお、「少人数高齢世帯」という名前ではあるが、要するに、皆様も認識されていると思うが、実際には所得制限があるので、生活困窮者への支援に該当するものをこちらに記載している。以上が、特定既存単独処理浄化槽に対する措置の主な更新内容になっている。

続いて、「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化」について、10 ページで、まず新規に追加した項目について説明する。新規に追加した項目は 3 ポツ目と 5 ポツ目になる。

3 ポツ目の個人情報の取扱いについては、こちらはもともとデータ様式の標準化、浄化槽コードの統一化と同じ一文に含めていたが、重要な要素であるため一文として独立して強調したほうがよいという指摘があったので、一文として取り出し、3 ポツ目に掲載している。

次に5ポツ目は、前回検討会で、浄化槽台帳の精度向上に向けては無届浄化槽の把握も重要であり、悉皆調査等の実施も必要ではないかという指摘があったので、新たな項目として追加している。

続いて、残りの項目の変更内容について、まず1つ目の項目で、もともとは保守点検・清掃情報の収集は11条検査の受検の有無を問わず、浄化槽の状態把握のためには必要であるという書き方にしていたが、受検がないことを諦めているような表現にも受け取れるという指摘があったので、「自治体が浄化槽の状態を把握し、指導をするために必要な保守点検・清掃情報の収集の推進」が必要であるという書きぶりに変更している。また、保守点検・清掃情報については、どのような形式で報告を義務化するかということが記載できていなかったので、「電子情報による」ということを追記している。

また、4ポツ目で、もともとは浄化槽維持管理情報の収集と区域割との関係性が乏しいという意見が多かったところのみ冒頭に記載していたが、より分かりやすく説明するという観点で、これまで委員や事業者団体からいただいた意見、具体的には、清掃の実施率を上げるためには、例えば一括契約等も併せて行う必要があるのではないか、また清掃率の向上には区域割よりもしっかりとした浄化槽台帳の整備と行政の管理強化が重要である等の意見をいただいていたので、そちらの内容を踏まえて更新している。

また、全体的にこちらの「基本的方向性(案)」についても、特定既存単独処理浄化槽への措置と同様に、時系列を踏まえて並び順を変更している。もし違和感があるものがあれば、この後、意見をいただきたい。

続いて、11ページの「具体的措置(案)」の説明に移る。①で、大きな変更点としては、2ポツ目の報告様式の標準化、浄化槽コードの統一化に加えて、「報告ルールの整備」も必要であるということで文言を追加している。また、4ポツ目について、繰り返しになり恐縮だが、「維持管理情報の収集にあたっては、保守点検・清掃の実施率、11条検査の受検率の向上が前提として必要であり」ということを追記している。また、先ほども指摘があったが、浄化槽台帳の整備のみならず、デジタル化やDX化の必要性の指摘があったので、そちらも赤字で最後に加筆している。DX化に関しては、能登の地震等もあったので、例えば「災害発生時の活用等」という具体例も併せて括弧書きで記している。

次に②で、維持管理の向上に向けては法定協議会が重要な役割を担っており、法定協議会の設立を推し進める必要があるのではないか、どのような観点で法定協議会を活用してほしいのか、その在り方、役割を明らかにしたほうがよいという意見が前回検討会であった。それを踏まえて、1ポツ目に、もともとは連携体制の意義やメリットを周知するという書きぶりだったが、その中で、法定協議会に期待される役割も周知するというような書き方にしている。

また、2ポツ目は新たに追加したところになるが、「法定協議会等の更なる活用に向けた自治体・保守点検・清掃業者等の関係者に対する支援(先行事例の情報収集・横展開や円滑な法定協議会等の運営に向けた助言等)の実施」を追記している。

続いて、12ページの③で、大きな変更点としては、3ポツ目と5ポツ目が新たに追加した点になる。前回検討会で、悉皆調査等を通じた無届浄化槽の把握の必要性の指摘が

あったので、それを踏まえて3ポツ目に、「悉皆調査等全体像を把握するために必要な調査の実施に向けた財政支援を継続」ということを追加している。

また、維持管理情報の収集や電子化においては、保守点検・清掃業者への支援も必要ではないかという指摘があったので、新たに5ポツ目として、「保守点検・清掃の実施状況について電子情報での報告が円滑に行えるよう、保守点検・清掃業者において活用可能な財政支援のメニューや導入事例等の情報を整理・提供」ということを記載している。その他の項目も、趣旨は大きく変えていないが、言葉の調整や補足をして分かりやすくしている。

最後に13ページとして、「おわりに」を新しく加えている。こちらでは改めて、本検討会で何を行ったのかということに記載した上で、本検討会で検討した基本的方向性と具体的措置に沿って、環境省にて特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針や関係する省令の改正、補助金予算の継続的な確保等を行うこと、また、行政は予算制度の活用と併せて、指定検査機関や業界団体と連携して、具体的措置として示された内容に確実に取り組むことが求められるというような内容を記載している。

また、本報告書の内容が、行政をはじめ、指定検査機関、業界団体、浄化槽管理者等地域の関係者へ着実に共有され、地域の関係者間で連携しながら、浄化槽による汚水の適正な処理の促進に向けた取組・検討に活用されることを期待したいということに記載している。

以上が報告書(案)の更新内容に関する説明となる。この後、全体的に気づいたことについて意見をいただきたい。(事務局)

- ・ 前回までの議論を踏まえて、今回、最終版に向けた報告書(案)の説明があった。この中の議論に移りたいが、大きな課題としては、特定既存単独処理浄化槽と維持管理向上のための浄化槽台帳整備等に関する事で、特定既存単独処理浄化槽に対する措置としては、現在提示された報告書(案)では7ページまでになっているので、まずは先にそちらの内容について意見、質問があるか。もちろん新規作成の「はじめに」の部分も踏まえて、こういう文言がいいのではないかという意見があれば、それも提案してほしい。(小川座長)
- ・ 以前にも他の委員が言われたかもしれないが、時間的な感覚で、特定既存単独処理浄化槽は「令和6年度中に目途に」と出ているが、その他は誰が具体的にいつ頃までにやるのかが読み取れない。もう少し具体的に、どこで誰がどのように検討して、いつ頃までやっていくか、それをこの報告書(案)に書く必要があるかどうか分からないが、それが読めないように思う。(河村委員)
- ・ もう少し具体的に書いてはどうかということで、非常に難しい部分もあるとは思いますが、事務局としてはどうか。(小川座長)
- ・ これを見て具体的にどうすればいいのかというのがなかなか見えてこない。(河村委員)
- ・ ただ、「はじめに」にも書かれているように、今回の検討会議では、課題と対応の方針について検討を行ったということなので。(小川座長)
- ・ それはいいが、それを何のためにやるのかといえば、具体的にになるので、しなければいけないこともある程度見えているので。(河村委員)

- ・ もう少し具体的にということか。(小川座長)
- ・ 段取りというか。他の委員の意見はどうか。(河村委員)
- ・ 私の意見だが、特定既存単独処理浄化槽については具体的なものというと、まず大きな点としては、前回、酒谷委員から説明のあったように、一般社団法人浄化槽システム協会が議論した内容だが、今までの方針に対して特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針をより具体的なものにしたということで、あれも一つ、成果ではあるのではないか。(小川座長)
- ・ だが、それを作って、良いものができても、それを具体的にどのように使っていくか、いつ頃までにそれをやるかというのがないと、宝の持ち腐れに終わってしまうことになりかねない。(河村委員)
- ・ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針に関しては令和 6 年度中を目途に、より具体的なものが出ると書かれているので、今回の報告書(案)の中にはその点は網羅されていないが、それを参考に、より明確化したものが出てくるということなので、それ以外の部分ということか。(小川座長)
- ・ そうである。この報告書(案)の中には、もうこの時期で具体的に書けないかもしれないが、これを踏まえてどういうステップでやらなければいけないかという提言のようなものもあってしかるべきではないか。(河村委員)
  - 現状、取りまとめの案として示しているのは、これまでの議論の中で得られている、例えばこの主体はこういうことをすべきだろう、今求められている特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針については、例えば令和 6 年度中には何とかしなければいけないといったこれまでの議論をまとめたという位置づけのものだと理解している。一方で、例えば令和 6 年度中に特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針が見直された後のことについても、当然、期限を置いて何をやっていくのかを、それを受けて決めなければいけないという話ではないかと、今の指摘を聞いて思った。最終的に主体が特定できるものについて、文言をもう少ししっかり書くことはできるのではないかと思う。例えば予算の継続や、より一層の普及・啓発の促進などについては、まず誰がやらなければいけないのかということはある程度、明確な部分もあるので、そこを、一言で言うと、「国が」、「行政が」という文言を入れると、そういう書き方が多くなるとも思い、率直な事務局からの返答としては、そこはあえて書いていないところもある。(事務局)
- ・ 例えば、特定既存単独処理浄化槽が 6,000 基あるという話があり——実際はもっと多いかもしれないが、それをいつ頃までに半減するというような目的に向けた具体の作業がこれでは見えない。また、浄化槽台帳の整備についても、いつ頃までに都道府県の半数はやってしまうといった意味でのことが見えないので、これをもらった人は、自分のところは他と横並びでいいと思いかねない。(河村委員)
- ・ 基本的にこれは令和 8 年度に向けた汚水処理概成の促進策の促進策と私は考えているので、令和 8 年度に概成になるはず。それに向けた策だということなので、そこでの数と期限は決まってくるのだらうと思っている。令和 6 年度に特定既存単独処理浄化槽に対する指針を決めて合併処理への転換を促進し、令和 8 年度に汚水処理施設を概成す

る。そうはならないかもしれないが、スケジュールとしてはそうであろう。それに基づいて施策が打たれると理解している。もしそれがないのであれば、それこそ確かに河村委員の言われるとおりでと思う。(酒谷委員)

- ・ 河村委員の意見もよく分かって、これは基本的に仕組みの話がなくて、各主体の連携にゆだねるような立てつけになっている。各主体の連携・協力を実現できるよう、改正浄化槽法でもそのための仕組みを入れ込んでいくべきではないか。例えば、以前、指摘したとおり、公共交通関係の法定協議会では、要請したら必ず参加しなければいけない出席義務が課せられる。これに対し、各主体にゆだねるだけでは、連携・協力が本当に推進されるのかどうか定かでない。そこが河村委員の指摘につながるのではないか。仕組み論をもっと入れるべきではないか。

11条検査に関しても、努力すべきだということが書かれていて、繰り返しになるが、改正浄化槽法上も一応、検査しながら勧告・命令、それに対して罰則があるが、罰則の仕組みが重過ぎる。刑事訴訟法上の手続を取らなければならないので、實際上、使えない。もう少し軽く使えるような過料の仕組みなどを入れて、実効性のある罰則を入れていかないと、絵に描いた餅にとどまってしまう。(嶋田委員)

- 先ほどの酒谷委員の意見も、河村委員の発言と併せて考えると、期限、切迫性がもう少し書かれないと動かないという指摘は、そのとおりでと思う。冒頭の「はじめに」で、そもそも概成は目の前に迫っているということは書いてはいるが、射程が遠い気がするので、切迫性を与えるようなところを入れるかどうかというのは改めて検討したい。

嶋田委員の言われた仕組み論のような話については、例えば法定協議会に関しては7ページの③で「指定検査機関・業界団体の協力や自治体の体制整備」と書かれているが、ここについてもその実効性をより高める、ないしは必要性、必然性を高めるための仕組みについても、現状ここで答えが出せるものではないと思うが、そこも検討していくことをまず書くべきではないかと思うが、どうか。(事務局)

- ・ そういった制度化につながる足がかりを入れてもらえればよいのではないか。例えば、先ほど来、田村委員が言われているように、現場で除却となったとしても、それ以上、進められないことがある。誰かが悪者になるというか、こういうルールになっているので仕方がないという形にして、そこを担保するような仕掛けを入れておかないと、各主体の自発性にゆだねてしまうと、様々な事情で強く出られない、だから進まないという、これまでどおりの流れが続いてしまうのではないか。ぜひ仕組みを再構築することも考えてほしい。(嶋田委員)

- ・ 点検は点検、清掃は清掃、検査は検査、住民は住民で、それぞれ単独の方向性はあるが、横のつながりが無いということが、これまでもずっと議論されてきている。そういう意味で「連携」ということがこれまでに多く出てきているので、それを強調したようなこともこの報告書(案)の中に盛り込む必要があるのではないか。それと、先ほど事務局が言ったような形での概成後の点も、期限を明確に書いて、それ以降、この方向でいくということが強調されるような「はじめに」の書きぶりが必要ではないか。そのように思ったが、どうか。(小川座長)

➤ 事務局で案を作って、環境省とも相談の上で改めて考える。(事務局)

- ・ 繰り返しになるが、この報告書(案)は非常によくできている。ただ、先ほども述べたが、これは11条検査ありきの話である。そのように読める。協力については法定協議会で協力させてもらって行政でやるが、11条検査については全国で28.6%しかない。この報告書(案)は11条検査ありきでやっているのだから、28.6%に対する報告である。他の70%はどうするのかというのは2行ほどの文章しかない。保守点検・清掃業者からの情報収集に機能するための措置を講じるといったことしかない。法定検査員として我々は28.6%のためだけにやるという形に読まれてしまう部分もある。

11条検査の受検率が100%に近い都道府県がある。岐阜県は単独処理浄化槽の受検率が94.1%になっている。しかし、1%のところもある。そこを合わせて28%しかないのだから、報告書(案)の中で、11条検査だけについて頑張れと言ったところで、残りの約70%はどうするのかという話になる。それが現状なので、その部分も文言の中に入れていただきたい。出している数値を我々は拾い出したので、その数値をどこかの文言に入れてほしい。これでは11条検査だけを言っているのだから、少し苦しい。業界団体にゆだねると言っても、30%だけ11条検査にして、残り70%は業界団体にゆだねるのかという話になる。その中で法定協議会をつくって、法定協議会の中で話し合ってくれということになるので、その部分についても、書きづらいかとは思いますが、何か文言を入れてほしい。そうすれば、指定検査機関も頑張る。

その中で、特定既存単独処理浄化槽の発見の経緯を見ると、我々がやってきた中では、家の周りが臭い、変なものが流れてきているといった苦情によるものが主であるが、その中で11条検査は3割しかしていない。残り7割は、我々が入ることができない。その7割の部分に都道府県の行政と一緒に指定検査機関が立ち入る許可証のようなものを作っただけならば、法定検査機関が立入りで協力していくことができる。そういう具体案を出してもらえれば協力はできる。

11条検査の指定検査機関だけにやらせるということだが、よく調べてほしい。30%しかないのだから、残り70%は未受検者である。これは受検者に対する報告書(案)である。未受検者に対する措置というのが、47都道府県の皆が懸念を持っているところである。令和6年度全国浄化槽行政担当者会議があったときにこれを環境省に言うと、どうなのかと言われるのであまり言わないと思うが、この場所なのではっきりしておいたほうがいい。苦情が出た際に行政と一緒に指定検査機関が行くと、これは特定既存単独処理浄化槽で、迷惑がかかっているのだから転換しなければならないということが言える。その立入りの許可がないのに我々が入ることができないのだから、業界の人間、保守点検・清掃業者に協力して出してほしいと言っても、出さない。指定検査機関にも言わないし、言うなど言われればそれで終わってしまう。苦情があった場合に我々が行って認定する仕組みをつくってもらえれば、強い特定既存単独処理浄化槽の禁止をしなくていい。

旧構造基準になるような昔の古い腐敗浄化槽はまだ世の中にある。回転盤接触方式も世の中にもまだある。使っているところがたくさんある。その中で変なおいがするといったときに初めて行ける。そのときに11条検査を受けていけば我々は指導できるが、受けていないところまで我々が行ってできないのだから、ぜひその文言を入れてほしい。(田

村委員)

- ・ 今の田村委員の意見は、今の原文の中でも読み込めるが、我々だから読み込めるのだと思う。(小川座長)
- ・ 指定検査機関がすぐ分かるようにしてほしい。(田村委員)
- ・ 総括すると、それが読み込めるような文言に変えたらどうかという意見だと思うが、どうか。(小川座長)

➤ 11 条検査の受検を端緒にしているというのは指摘のとおりで、それに対して受検率が低過ぎるがゆえに、この見直しによってもカバーできる範囲が矮小になり過ぎるのではないかということも指摘のとおりである。そうであるがゆえに、基本的には、例えば 5 ページの「基本的方向性 (案)」の 3 ポツ目等においては、「向上に取り組みつつ」ということをまず冒頭に掲げるといった修正を行ってきたところである。指摘のとおり、11 条検査受検率が現状で何%にとどまっているという形の修正は可能ではないかと思う。また、6 ページの「具体的措置 (案)」の中で、②の 2 ポツ目になるが、例えば現状この程度の比率である 11 条検査を受検勧奨によって底上げし、そもそも網をより広範囲にかけていくということは書き直しができるのではないかと思う。

今意見をいただいた中で、2 点、指摘をいただいた。今述べたのは 1 点目の記載に関することで、もう一つは、未受検である浄化槽を使用している管理者の敷地内への立入りについても、例えば指定検査機関ができるような書きぶりをすべきではないかという意見があったが、そこについて立入りは行政行為で、苦情を受け付けた第一人者が市町村なのであれば、その市町村の権限において行われるものだろうと思う。したがって、ここに書くことが適切かどうかということについても意見をいただきたい。その点について環境省から考えがあれば伺いたい。(事務局)

- 今 6 ページの②で、都道府県は必要に応じて指定検査機関と連携した立入検査を実施の上、判定を行うべきことを特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針において改めて明確化ということが具体的措置として書いてある。ここは今年度中に予定している特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針改定の際に、11 条検査を受けていない家庭についてはこのような形での対応が必要である、望ましいということは書き込もうと考えている。(環境省)
- ・ だから、むしろ「必要に応じて」という表現を使わずに、より具体的に記載してほしい。(小川座長)
- ・ そのほうが指定検査機関としては動きやすい。苦情が出たら即、行く。しかし、単独処理浄化槽は禁止だとするのではなく、苦情があった際は必ず行く。それで、もしそのまま単独処理浄化槽を使うのであれば、以後、指定検査機関の 11 条検査を受けることを義務づける。そのようにしてもらえれば数はそれほどないので。しかし、単独処理浄化槽は高齢者と低所得者の方が多いので、あまり強く言えない。ただ、この文言として、少し変えてもらいたい。(田村委員)
- ・ 修文はできるかもしれない。(小川座長)
- ・ そうすれば、我々も行きやすく、他の方も納得してもらえらると思う。(田村委員)

- ・ では、検討をお願いします。(小川座長)
- ・ オンラインで参加の齋藤委員からマイクが不調ということで意見をいただいているので代読する。
- 6 ページの②の 2 ポツ目で、「11 条検査受検勸奨のより一層の徹底」の表現について、この表現では弱いため、「11 条検査未受験者へのより一層の指導の徹底」など、少し強めの表現としてはどうか。(齋藤委員)
  - 先ほども必然性等を踏まえて表現の見直しをすべきということは全体的に意見をいただいているので、こちらもいただいた意見を踏まえて文言の見直しをする。(事務局)
- ・ 齋藤委員、そういう取扱いでよいか。(小川座長)
- ・ 特定既存単独処理浄化槽で補助の話が出ているが、11 条検査に対する補助の話が盛り込まれていない。(酒谷委員)
- ・ 市町から出ている。(小川座長)
- ・ 今、特に少人数や高齢者には維持管理の補助を出しているが、それは時限的な補助なのでここには書けないということか。(酒谷委員)
- ・ そこはどうか。(小川座長)
  - 7 ページの④の「支援制度の継続、推進」の 4 ポツ目の「少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業の継続」という中で書いている。(事務局)
- ・ 先ほどの嶋田委員と田村委員の話はもっともなので、この中に書けるかどうかということはあるが、その他の意見として、今の改正浄化槽法で、平成 12 年の単独処理浄化槽の合併転換については、どうしても憲法上の問題があって「義務」と書くことができなかったというのは、今から四半世紀前の話である。それで「努力義務」という書き方になって、四半世紀たってしまった。今 75 歳の人も 25 年前は現役だったはずなので、今だけを見てみると、年寄りになってしまったかもしれないが、出たときはまだ現役だったということを考えると、必ずしも今の時点の切り口だけの話は合わないのではないかという思いが若干ある。したがって、先ほど話があったとおり、例えば法律的に組み込むことができないかもしれないが、11 条検査を受検していない方については、例えば罰則を科すべきではないかということ、この方針としては書けないかもしれないが、その他の意見として記載しておいてはどうか。20 数年前からずっとなぜ「努力」が取れないのかという議論は業界でずっとあったが、この中の方針として入れられないかもしれないが、こういう意見があったということを重要な意見としてもし書くことができるのであれば、ここに書いておくのが妥当ではないか。全体との絡みもあるので、あくまで要望である。もし書けなければ、純粋な意見としてこれだけ熱い議論をしているので、罰則を科す、あるいはやるようにもっと強く法改正をしてほしいというダイレクトな言葉が出ていたことを、どこかに書いてほしい。検討会の内容の趣旨の話もあるので何とも言えないが、あくまで要望である。(古市委員)
- ・ それについてはどうか。(小川座長)
  - 要望として一旦受け止めたい。(環境省)
- ・ よろしくをお願いします。(小川座長)

- ・ 特定既存単独処理浄化槽のことについてなので、あまり 11 条検査のことが話題の中心になるのはどうかと思ったのであまり言っていないが、11 条検査を、単独処理浄化槽が多いので特に 11 条検査をアップするために、現場として様々工夫しても、私は 10 年、全ての市町村を回って、単独処理浄化槽がこれだけの受検率だという都道府県内全域の市町村別の一覧表を見せて説明しているが、都道府県の仕事ではないかという意識である。自分のところの生活排水処理のことだと言っても、市町村は意識が非常に低い。市町村の意識を高めないことには 11 条検査は埋まらない。市町村の役割はどこかに書けないのか。

それから、今 10 年概成で 95%と言っているが、実際はうそである。(上田委員)
- ・ それぞれに見るとそうである。(小川座長)
- ・ 下水道の本管が来たらつないだことになっていて、そこに単独処理浄化槽がたくさんある。下水道整備区域内で単独処理浄化槽が何基あるのかを調べないといけないのではないかと、富山県の浄化槽協会では調べようと思えば調べられるので、数字として出そうと言っている。出さないと本当のことは分からないのに、95%になるという、うそのような話をしている。それと、下水道整備区域内の単独処理浄化槽は、つないだことになっていて、その 95%に入っている。それもおかしな話である。おかしいということを説明するためには、浄化槽がそこにどれだけあるかということを出さないことには、説得力がない。台帳整備をすれば、コンピューターだから、この町内会は全部、下水道整備区域で、そこには単独処理浄化槽が何基あるか、すぐ出せるようになると思うので、全国的に台帳整備をしてそれをやらないといけないと思う。(上田委員)
- ・ 次の課題につながる形だと思う。(小川座長)
- ・ 7 ページの「③指定検査機関・業界団体の協力や自治体の体制整備」の中で、「体制・人員の整備」と書いてある。人員の整備は体制の整備と同じことを言っていると思うが、「人員の整備」というのは、能力を向上させるのか、人を増やそうという話なのか。ここは自治体に絡む話なので、人を増やすことを求めるのはなかなか難しい状況にある。もう一つは、判定後の「プロセスの提示」と書いてあるが、具体的なイメージがあるのか。主語がないので、連携してということは分かるが、どういう体制を整備していくのか、もう少し具体的に説明してほしい。(山内委員)

➤ 指摘のとおりで、都道府県や市町村において担当職員の数をいきなり増やせるかというと、非常にハードルが高いだろうということは承知している。「体制・人員の整備やプロセスの提示」は、他のところとも重なるが、具体的には指定検査機関や各県内の業界団体など、他のセクターも含めた連携体制をつくっていくことで、判定後のフォローアップも含めてカバーできる体制が必要ではないかということ念頭に書いている。そういう意味では、先ほど主語の話もあったが、具体的な内容がもう少し分かりやすく伝わるように、表現ぶりはまた手を加えたい。(環境省)
- ・ 関連して、他のところも含めて、今いい言葉が出てきたが、主語を明確にしてもらわないと、誰がするのが明確でないところが多々あるように思う。そこは具体性が増すと思うので、よろしく願います。(河村委員)
- ・ 今の河村委員の意見は全体に関することで、主語を明確にということで、それは事務局

をお願いする。

山内委員、環境省の回答についてはどうか。(小川座長)

- ・ 了解した。(山内委員)
- ・ 私は「体制・人員の整備」という部分は、総務省との間で人が増える分だけ交付税で措置することをお願いしていただけるのかと思っていたが、そうではないということか。(嶋田委員)
  - ▶ 財源措置よりは、先ほど言った、他のセクターも含めた連携による体制整備という趣旨である。(環境省)
- ・ そうすると、結局、「体制・人員の整備」といっても実際には充実しない、人員は増えないという話になるのではないか。そこは頑張っていただかないと、そもそも連携するにも人員がいない。特に市町村は片手間で、他の仕事をしながらやっているの、そこを本気でやろうと思えば、そこに対して人をつけていただく必要がある。そのために交付税を措置する。もちろん今の自治体の実情からすると、交付税措置をされていて、本当にそこに人員を回すかどうかは分からないが、そこは言うておかないと、結局、体制としては変わらないのではないか。(嶋田委員)
- ・ 現行としては、そこまではまだ配慮していないのではないか。(小川座長)
  - ▶ やっていない。(環境省)
- ・ 要検討という形になると思う。(小川座長)
- ・ 自治体の担当職員というのは市町村まで入るのか。(河村委員)
- ・ 入ると思う。(小川座長)
- ・ 意識のない人たちもいると思う。(河村委員)。
- ・ それはそうだが、それを言ってしまうと、という部分がある。(小川座長)
- ・ 協議会をやると、最初は皆、興味がなかったが、今 24 市町村では出席しなければ情報弱者になるということであるようになってきたので、法定協議会をやる必要がある。(田村委員)
- ・ 今話があった自治体、市町村の意識について、鹿児島県ではまだ法定協議会が設定されていないが、本年度中の設定を目指している中で、自治体職員の関心度のアップが一番の目的で、それが法定協議会である。当然、市町村が困っていることをそこで協議するわけなので、おのずと意識が上がってくるだろうということで、そこを最も大事にしている。法定協議会の設置が意識づけに最も資するものではないか。それしか手がないのではないかと、我々都道府県も含めて考えている。したがって、その場が実は非常に大事だということを実感している。

これまでの議論の中で、受検率の向上や特定既存単独処理浄化槽の補修の是非などもあったが、まさしく今、動き出しているところで、原理原則は守りつつ、現実路線でまずは進めていこうというのが、我々鹿児島県としての考え方であり、検査機関の立場としても同様であると認識している。保守点検・清掃業者も顧客対応もあり、特定既存単独処理浄化槽の補修ができるのであればそれでやっていく。ただし、使えなくなったら単独を合併に転換だということを伝えていく流れで、少しでも転換が増えていけばというスタンスで、まさしく現実路線を進めていく。あまりにもハードルを上げ過ぎると現場

が苦しむので、この報告書(案)の内容はそれに沿っているのではないかと考えている。原理原則を厳しくするのも大事ではないかという議論も非常によく分かるが、現実的な路線も考えながらこの報告書(案)の流れに沿って、まずは導入していく、進めていくことが大前提ではないかと考えている。(綾織委員)

- ・ 先ほど冒頭で、法定協議会を設立・運営していくと市町村担当者のレベルアップをより充実できるという意見もいただいた。  
この意見も次の議題に関連してくると考えられるので、他に意見がなければ一旦、小休憩を取って、もう一つの課題である「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について」の議論に入りたい。(小川座長)

## ② 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について

- ・ 引き続き、議題2の「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について」ということで、報告書(案)の8ページから「おわりに」まで意見、質問をお願いします。先ほどの特定既存単独処理浄化槽の議論の中でも台帳整備等に関わる意見が出てきたので、その点も踏まえて意見をお願いします。特に台帳整備は、先ほどの特定既存単独処理浄化槽の転換にもかなり関わる部分なので、しっかりと整備しなければならないものの、従前からやられているが非常に厳しい部分がある。何かよい提案があればお願いしたい。(小川座長)
- ・ 10 ページに区域割の話が出ている。確かに区域割は必ずしも有効とも言い難いのではないかという話だったと思うが、いま一度、なぜあまり意味がないのか、説明してほしい。逆に区域割をすることによって、それぞれの区域の違いをはっきりさせて、低いところに関しては集中的に何かやる。あるいは、区域割の範囲の設定の問題はあるが、例えば小学校区などかなり小さな単位でやって、コミュニティとの連携で数値をオープンにして、そこを通じて維持管理活動の徹底をしてもらおうといったことも考えられるのかなと思った。単に私の理解不足なのかもしれないが、区域割を関係性が乏しいということで切っていいのかどうか気がなった。(嶋田委員)
  - 区域割と清掃実施率、保守点検実施率の関係の議論でいうと、法律上の義務の主体が各管理者、家庭なので、区域割をしようが、しまいが、各家庭から清掃業者に発注してもらわないとそもそも実施率が上がらない。それが議論の出発点だと考えている。そういう意味でいうと、例えば自治体の中での、さらに細かい区域別の清掃実施率や保守点検実施率は、許可の区域割をしなくても情報がきちんと取れば把握はできる。その上で、低い地区があればどう重点的に対応するかは、清掃業者が区域割をしているかどうかとは別に、情報をきちんと集められるかという問題だと思っている。さらには、これまでの過去4回の指摘、議論も踏まえて、報告書案ではこのような形で区域割そのものと実施率の向上は直接の関係は乏しいと書いた。(環境省)
- ・ 現行そのような傾向にあることはそのとおりでと思うが、私が浄化槽行政の研究をやっていた約20年前の事例で、町内会単位などで取りまとめるような仕掛けをして、そういったコミュニティの単位で11条検査や保守点検・清掃などを推進していた事例があ

った。当時、環境省でも、そういった取組は有効であるということで推奨していた記憶がある。そのような道筋はあり得ないのか。(嶋田委員)

▶ 先ほど言ったように、維持管理の責任を持っている浄化槽管理者自身がコミュニティというくくりで協力してもらい、地区全体で保守点検・清掃を頑張ってもらうということは方向性としてはあり得ると思う。繰り返しになるが、それと清掃業の業許可の区域割は別物である。(環境省)

- ・ 嶋田委員が言われた点は、むしろ維持管理組合の設立や、特に一括契約を推奨すると、保守点検、清掃、11条検査まで入ってくるので、その効果が趣旨に沿うのではないかという意味だと思う。

今のことに関して、他の委員から意見があればお願いします。(小川座長)

- ・ 維持管理組合の話と区域割との組合せは関係ないのか。(嶋田委員)

▶ 維持管理組合のような形でコミュニティごとにまとまって、皆で保守点検、清掃を保守点検・清掃業者に発注しようという枠組みができれば実施率は上がると考えられる。保守点検・清掃業者が区域割されているかどうかは、まとまった仕事を誰に発注するかという問題でしかないので、そこは清掃実施率の向上とは別の問題だと思う。(環境省)

- ・ 私も業界的に見て、関係が乏しいというのは室長の言われるとおりでと思う。(田村委員)

- ・ 11ページの「具体的措置(案)」の①の3ポツ目で、「個人情報を含む保守点検・清掃情報の利用目的や管理の在り方等の明確化」とある。その前の「基本的方向性(案)」でも、「個人情報の取り扱いについて、改めて明確化・周知する」と記載してある。ここは、先ほど来、議論のあったように、主語が国になるという理解でよいか。(蛭江委員)

▶ 環境省で必要な作業をした上で、そこは事務連絡や何らかの形で改めて自治体にも共有するというアクションを起こしていきたいと考えている。(環境省)

- ・ この部分は2つ下に赤字で記載してある「浄化槽台帳の整備及び活用に関するデジタル化やDX化(災害発生時の活用等)の促進に向け、先進事例を周知」とも関わるので、非常に重要なところではないかと思うが、これは浄化槽推進室で利用目的や管理の在り方の明確化をしていくということか。またこれはこれで議論が必要なのか、クリアになっているが周知がまだできていないだけなのか、その辺りの状況が分かっていたら教えてほしい。(蛭江委員)

▶ 基本的には改正浄化槽法という法律の施行のために行政が情報を集めるわけで、それは個人情報保護法との関係は問題ないと認識しており、実際にそういう通知も過去、出しているが、指摘のあったデジタル化などの事例集も、今年度中をめどに作業を進めたいと考えているので、そういった資料の中で個人情報の取扱いや個人情報保護法との関係も改めて整理できればと考えている。(環境省)

- ・ そうすると、事業者が集めるところまではよいとして、その先に、先ほど来、議論になった法定協議会が大事だということともつながって、さらにどういう情報共有の仕方であれば問題にならないのか、もしくは効果的なのかということまで意識して整理して、

通達していただけるとありがたい。(蛭江委員)

- ・ その点も反映していく方向でいきたい。(小川座長)
- ・ 11 ページに「デジタル化や DX 化 (災害発生時の活用等)」と書いてあるが、今回の能登半島地震で浄化槽も被害を受けているようだが、浄化槽の DX 化が実際はあまりなされておらず、対応に非常に苦慮していたという事例があるなら、それを教えてほしい。また、12 ページで、4 ポツ目に一般廃棄物処理実施計画のことが記載されているが、これは浄化槽の清掃に関連して必要だからということで、ここに載せてあるという理解でよいか。(山内委員)
- ・ 事務局、どうか。まず 1 点目は、デジタル化や DX 化で、特に能登のケースで DX 化がうまくいかなかったのかどうかという質問だった。(小川座長)

➤ 1 点目の能登半島地震の事例も踏まえた DX 化については、石川県の浄化槽台帳の詳細な状況はもう少し整理しないと正確なところは答えられないが、一般的な傾向として、現状の浄化槽台帳では掲載基数が実態よりも上振れしていて、実際には空き家になっているところも休廃止届が出されておらず浄化槽台帳上、残ってしまっているケースが非常に多い。それが放置され続けると、災害が起きたときに被害率の推計、被害規模の推計にも大きく幅が出てしまい、復旧に必要な財政支出の規模もふわふわしたものになるので、意思決定が遅れるリスクもある。それを今回の震災を含めて我々も非常に痛感している。

DX 化の災害発生時の対応については、今ある県からの相談で、例えば災害発生時に真っ先に浄化槽の点検に入る事業者がスマホを使ってその結果をすぐに浄化槽台帳システムに送ることで、地震の被害状況を速やかに集計するような仕組みがつかれないかといった具体的な提案もいただいている。まさにそういうものも念頭に置きながらデジタル化、DX 化を進めていきたい。

次の 12 ページの一般廃棄物処理計画については、一般廃棄物処理計画でし尿の発生見込量や処理体制を含めて記載することになる。ヒアリングの中で清掃業団体から、このような計画の未策定自治体が多いことが清掃実施率の低下につながっているのではないかという指摘があった。いずれにせよ、これは廃棄物処理法に基づく義務として当然、策定してもらわなくては困るので、改めてここでも「未策定の解消を促進」ということは今後の取組として書いた。(環境省)

- ・ よく理解できた。(山内委員)
- ・ デジタル化と DX、浄化槽台帳の件に関して、「災害発生時の活用等」について話をする。以前も話したが、QR コードで浄化槽台帳を作っている。なぜ浄化槽台帳を QR コードでできるかということで、我々が行っている QR コードの中に GIS サービス、地図情報サービス、緯度・経度の入ったものを入れている。したがって、もし震災で何かあったときでも、緯度・経度でどこに浄化槽があるというところまで把握できるようになっている。先ほど室長が言われた少し脆弱でふわふわしたものでは駄目だが、徳島県の浄化槽台帳に限っては平成 18 年 10 月 15 日に作成し、運用は平成 16 年 3 月から行っている情報を聞いている。そこから我々は GIS で浄化槽台帳を作っているのだから、QR コードを作り、災害時に利用できる形をつくっている。

昨日、災害防災協定を徳島県ととくしま浄化槽連絡協議会の関係団体とで結んだが、県と業界が結んでも市町村の管轄なのでそれでは駄目だということで、徳島県には 24 市町村あるが、全ての市町村と協定を結んだ。それをもってブロック単位で四国に拡大するよう発信していくという話もした。その中で今、県と動いている。

デジタル化が進むことによって、災害発生時の活動の促進等に向けてということで、先進事例なので、また皆様に報告するような内容をつくっていけると思う。浄化槽台帳に関しては 3 月 1 日から徳島の環境技術センターが行っており、この 10 月 1 日から正式に、先ほど来、話をしている清掃業界にお願いして QR コードの高度な浄化槽台帳をつくっている。また皆様に御会い機会があれば周知し、また室長を通じて報告するので、活用してほしい。(田村委員)

- ・ 10 ページの 5 ポツ目で、先ほど能登半島地震の事例について室長からも報告をいただいたが、無届浄化槽だけではなく、既に使われていない休止・廃止の浄化槽も浄化槽台帳の精度向上に向けて重要な項目だと思うが、その言葉を入れられないかというのが一点。

一方で、期待しているのは、浄化槽台帳を整備できれば、この無届浄化槽や休止・廃止の浄化槽の把握ができるのではないかと考えているが、この文章を見ると、そのために調査が必要だという話になっている。浄化槽台帳の精度を上げるために調査が必要だという話は、目的と手段が合っているのか。浄化槽台帳を作れば、それが把握できるのではないかと思うが、別途調査が必要か。(山崎委員)

➤ まず 1 点目の無届浄化槽のみならず休廃止浄化槽等については、無届浄化槽の後に文言の加筆等をさせていただきたい。

2 点目の指摘で、目的とここに書いてある「調査等」がそもそも対応しているのかということについては、「調査等」と書いたがゆえに、「等」の中でいろいろ読ませたところもありはするが、一方で、「連携、把握するための調査等」は一手段にすぎないということもあるので、「取組」など、若干抽象化の方向かもしれないが、文言の修正の方向性としてはそのようになるのではないかと思う。(事務局)

- ・ そのとおりだと思う。保守点検・清掃業者との連携は必要だし、仕組み、取組の方向性という話ではよいのではないか。(山崎委員)
- ・ 「調査等」という部分が修正を要するという事だと思う。(小川座長)
- ・ 山崎委員から指摘のあった浄化槽台帳を DX 化することによって、今まさに無届浄化槽も全て貼っていかうとしている。下水道処理区域で未受検のところ、徳島県では受検率 62.2%なので残りの 40%をどうするかということで、清掃業者に清掃に行った際に貼るようお願いしているので、より正確な情報が出てくる。無届浄化槽は徳島県でも年々増えているが、それを把握していきながら無届浄化槽でも届出して検査をしてもらえるような形を取っているので、浄化槽台帳は非常に有益である。これは法定協議会があり、清掃業界が一つになって協力してもらえるのでできることなので、法定協議会をぜひつくってもらいたい。(田村委員)
- ・ そもそも論なのか、私が知らないだけなのか分からないが、ここでアウトソーシングには一切触れていない。アウトソーシングもあり得るのか。そのための個人情報の整理が

あるのかどうか分からないが。話が戻って申し訳ない。(酒谷委員)

- ・ それは台帳整備についてということか。(環境省)
- ・ 一部でもいいが、作成を全てアウトソーシングするケースはあり得ないのか。(酒谷委員)
  - 行政事務としてそれはあり得るし、改正浄化槽法でも浄化槽台帳の外部委託は可能であると省令に書いてある。(環境省)
- ・ そのことについてここには一切触れていないので、そういうことは促進策にならないのかということで質問した。(酒谷委員)
- ・ それを分かっている自治体があるかもしれない。そういう意味では全般を含めて周知という部分は常に残るのではないか。住民に対する教育ももちろん必要だとは思いますが、全体として自治体の職員の方々もまだまだ十分、分かり切れていない部分もあると思うので、そういう意味では周知は引き続き必要だと思う。(小川座長)
  - 文言等は検討するが、こちらの点に限らず、先ほどの特定既存単独処理浄化槽の部分についても同じ議論がある。主体ないし主語の明確化だけではなくアクションの具体化についてもコメントをいただいていた。何を目的にして、具体のどのような活動をするのか。それを考えると、例えば 11 ページの①の 1 ポツ目には、「自治体と保守点検・清掃業者との連携を強化した上で」という非常に概念的なことが書いてあるが、その連携の一つの形として、今、酒谷委員から指摘があったような外部委託、業務の委託等があるのではないか。したがって、連携強化は方向性としてはいいとは思いますが、例えば具体的にどういう手を取り得るのかについては、「具体的措置(案)」の中に書くことも一つの手ではないかと思う。具体的に言えば、例えば法定協議会を組成しての法定協議会規約の中での情報の連携・受け渡し、また協定を取り交わしての情報の相互の授受を可能にする形の連携など、そういったものもあり得ると思う。そこについては、例えばこういうものがあり得るということは書き下すことができるのではないかと思うので、書き下すということでよいか。(事務局)
- ・ 他のところでも同様な対応をしていただければ、より分かりやすい。併せて、先ほど言ったように、ある程度、達成時期をより具体的なもの、イメージしやすいものにしていただければ、見る自治体の方、ここにいない人たちにも分かりやすいのではないか。(酒谷委員)
- ・ 先進事例の周知、紹介という文言がところどころに出てくるが、今回の報告書の中には具体的な事例も参考資料として含まれるのか。それとも、それはまた別途になるのか。(小川座長)
  - 報告書は本体のみを想定しており、事例集は別途、作業をした上で、出来上がり次第、各自治体に周知するという段取りで考えている。(環境省)
- ・ この報告書(案)の今後の手続は、本日が最後で、これで案が出来上がった後、メール審議のような形になるのか。(嶋田委員)
- ・ 最後は、本日の意見を踏まえた形で、事務局で報告書(案)を修正し、環境省が再チェックした後、各委員にまたメール配信して最終確認を受けるといった段取りになると思う。

したがって、まだ若干時間がある。ただ、もう検討会という形は取れないので、本日の意見を踏まえたものを念頭に置いて、また加筆・修正等は事務局に返していただく形で、最終的な報告書に仕上げていくことになる。(小川座長)

- ・ いわゆる冊子的なものではなく、この形のもので報告書になるのか。(河村委員)
  - そうである。(事務局)
- ・ 先ほど来、主語が不明確で分かりにくいという意見も随分出てきたが、見やすさは、通常の報告書のスタイルからは逸脱している。(小川座長)
- ・ 誰がするのか、いつごろまでにするのかなどの情報が不十分なので、もう少し更新してほしい。(河村委員)
- ・ 主語がないということ言うと、最後のくだりに都道府県や市町村が「具体的措置として示された内容に確実に取り組む」と書いてあるが、都道府県がやることと国がやることが書いてあるので、具体的な措置として何をやればいいのか分かりにくい内容になっているのではないか。(山内委員)
- ・ それを踏まえて全般的に書き直すことになるので、また改めて修正案を見て指摘があればしてほしい。

流れとしては、先ほど申し上げたとおり、事務局、環境省で、私も入ると思うが、見直しをした最終版を作って、もう一度この検討会の各委員に最終チェックを諮る形になると思う。期限はいつぐらいになるか。(小川座長)

- 検討会終了後1週間後ということで、今、9月4日水曜日を目途に追加の意見があればいただきたいと考えているが、足りないようであれば延長を考える。(事務局)
- ・ かなりタイトだが、逆に、事務局の調整に時間がかかるだろうが、その後、我々に返してもらって、その期限が1週間というのであればよい。それも踏まえて大丈夫か。(小川座長)
  - 説明が足りず申し訳ない。こちらでお渡ししている報告書の原案に対して、検討会終了後1週間後程度をめどに言い忘れたことなどがあれば追加でいただいて、それを踏まえて事務局で修文を考える。また出来上がったものを皆様に展開する。(事務局)
- ・ 様々な意見があって最終的に全員一致とならない場合もあると思うが、そのときは座長と環境省との判断という考え方でよいか。(古市委員)
  - 座長一任ということをごここで了解をいただければと思う。(環境省)
- ・ 座長一任ということでよいか。座長一任というよりは、環境省、事務局と3者でという形になると思うが、その点は了承をいただきたい。

では、議題が全て終了したので、進行を事務局にお返しする。(小川座長)
- ・ 本日の議事録(案)は1.5週間程度を目安に事務局で案を作成し、後日、各委員に送付して確認をいただいた後、確定する。また、本日が最後の検討会になる。昨年度から今年度まで全5回、委員の皆様にはお忙しい中、検討会に参加いただき、また貴重な意見を賜り感謝する。

本日配布している報告書(案)について追加の意見等があれば、1週間後を目安に9月4日水曜日までに事務局まで連絡してほしい。追加でいただいた意見を含めて事務局で

報告書（案）を更新し、環境省と座長一任という形で最終版を作成する。また、更新したものは委員の皆様に展開する。確定版ができた後、環境省で公表を進めていただくことになる。（事務局）

- ・ 座長一任か。（古市委員）
- ・ 座長一任というより、座長、環境省、事務局、3者ということでお願いしたい。本日が最後なので、一言、御礼を申し上げたい。進行上、至らない点もあり、全ての意見を取り上げることが不可能だった点もあるが、議事の進行上、やむを得なかった面もあると思うので、ご容赦いただきたい。ご協力に感謝する。（小川座長）

#### <閉会>

- ・ 環境省 沼田室長より開会の挨拶を行った。
  - 半年間にわたる熱心な議論を賜り、私からも改めて深く感謝する。

今回の検討会は、成り立ちからいうと、総務省の勧告がきっかけで、論点としては大きく、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針をどう見直すか、維持管理の情報収集をどうやっていくか、この2点だった。本日の最終回の議論を聞いていても、浄化槽をめぐる議論はなかなか簡単ではないと、改めて思った。単独処理浄化槽の廃止についても、あるいは罰則の適用についても、今回のこの検討会の論点に限らず、浄化槽の世界でずっと言われ続けており、長期間にわたって宿題となっている状況ではある。正直に言って、これを一発で解決する魔法のつえはすぐには見つからないとは思いますが、ただ、そのような様々な制約がある中でも、今回の検討会は非常に踏み込んだ議論をいただき、意義のある取りまとめができたと考えている。

最終報告書をまとめた上で、その中で指摘をいただいた事項を一つ一つ、当然、時期も意識した上で、環境省で実現して具体的なアクションにつなげていければと考えている。また、本検討会以外にも皆様の様々な知見を賜る場があると思うので、引き続きよろしくお願ひしたい。

以上